

国内電力調達の取組み

2024年3月13日

パナソニック オペレーショナルエクセレンス株式会社
グローバル調達本部

✓ 2022年4月 持株会社制へ移行

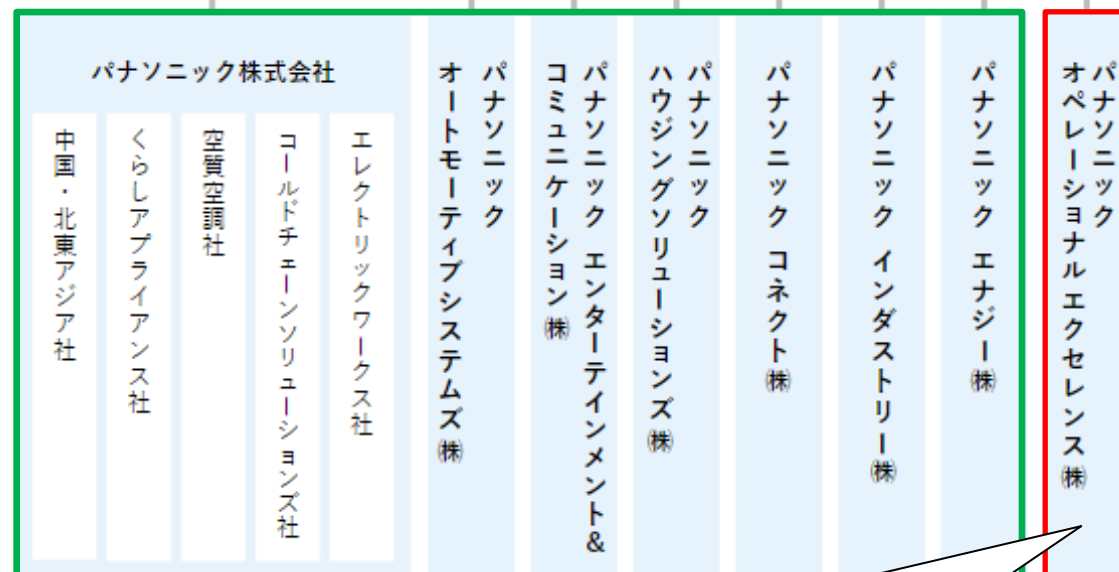
旧グループ体制

パナソニック株式会社

- ・コーポレート戦略・技術部門
- ・くらし事業本部
- ・オートモーティブ社
- ・エンターテインメント&コミュニケーション事業部
- ・ハウジングシステム事業部
- ・コネクティッドソリューションズ社
- ・インダストリー社
- ・エナジー社
- ・オペレーショナルエクセレンス社

2022年4月以降のグループ体制

パナソニック ホールディングス株式会社



グループ全体の人事、法務、広報、情報システム、**調達** など

- ✓ 体制移行と同時に Panasonic GREEN IMPACT を発表
- ✓ エネルギーに関し、コストと環境の両立を目指しているところ

CO2排出量

・工場、オフィス	220万トン
・調達	1,656万トン
・製品、サービス	8,593万トン
・その他	

合計 1.1億トン

うち工場の電力需要

- ・国内 約14億kWh/年
- ・海外 約20億kWh/年

Panasonic GREEN IMPACT

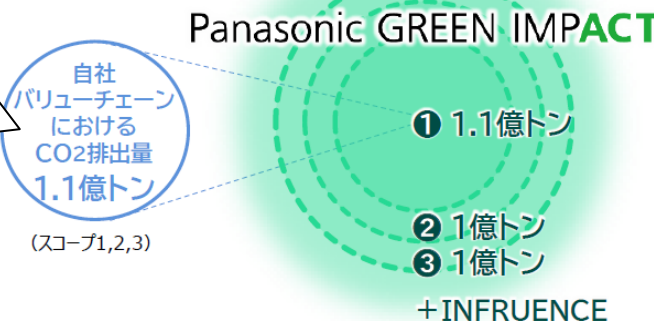
自社排出の実質ゼロに加え お客様や社会のCO₂削減に貢献
社会のエネルギー変革にインパクトを与える長期環境ビジョン

1

2022年
4月1日発表

2020年

2050年



スコープ1,2,3排出量の実質ゼロ化

① OWN IMPACT

社会の脱炭素効果も含めた、
自社バリューチェーン(VC)における
排出削減インパクト

② CONTRIBUTION IMPACT

既存事業による社会への
排出削減貢献インパクト

③ FUTURE IMPACT

新技術・新事業による社会への
排出削減貢献インパクト

「削減貢献量」の拡大

+INFLUENCE

社会のエネルギー変革に対する
波及インパクト

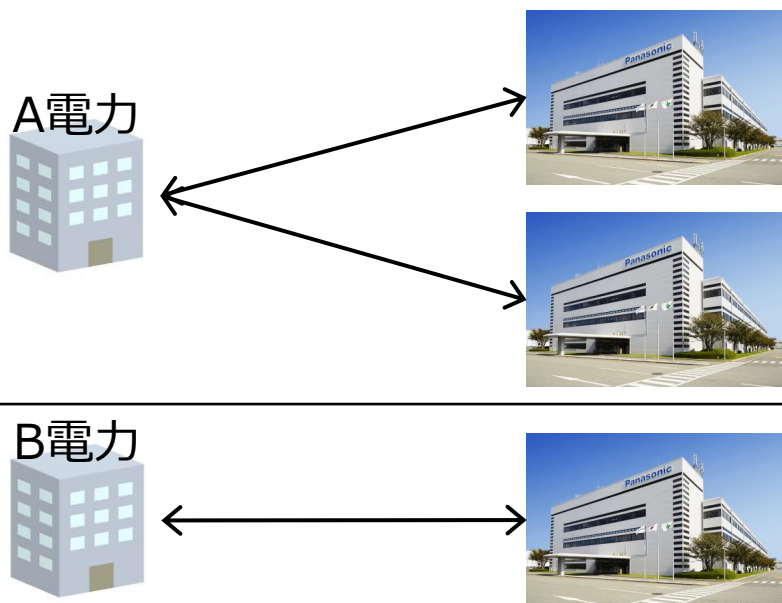
スコープ1, 2, 3 実質ゼロ化の責務とともに
社会へのCO₂排出削減貢献を加速し 地球環境問題の早期解決を目指す

- ✓ 2022年度 グローバル227拠点のうち、31拠点がCO2ゼロ工場
- ✓ 2030年度には全工場でCO2排出実績ゼロを達成する

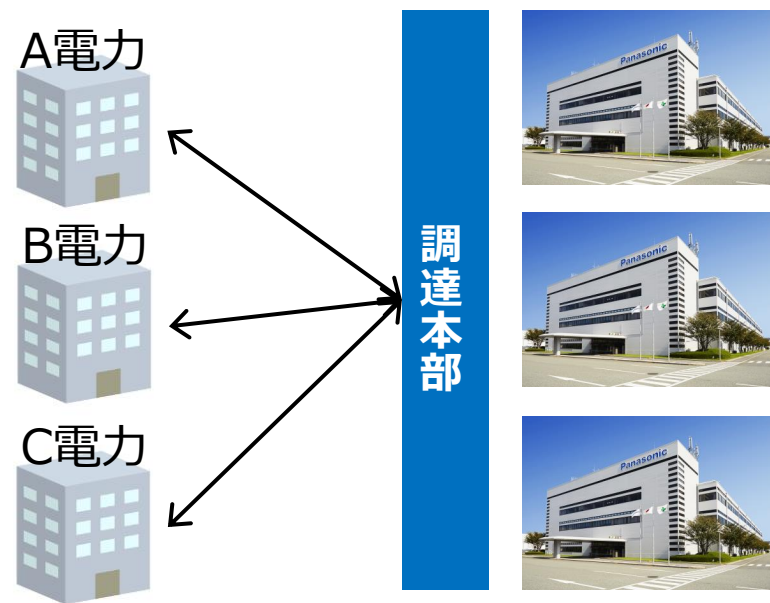


- ✓ 契約電力500kW以上の拠点が110カ所存在
- ✓ 電力自由化を機に集中契約体制を構築済
- ✓ 拠点の業務効率化、調達本部の専門性向上
- ✓ より多様な小売電気事業者や料金メニューを比較し選択

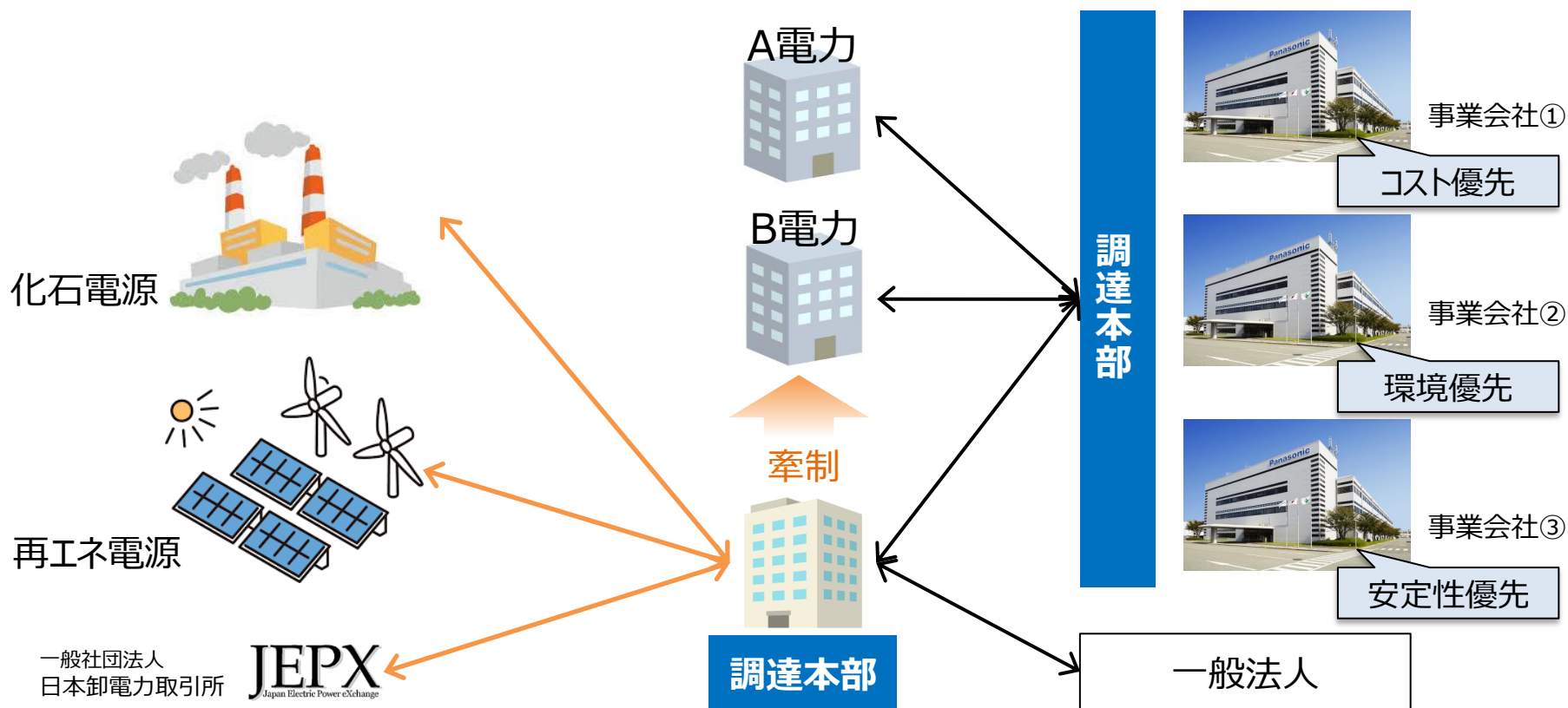
Before : 拠点ごと



After : 全社集中



- ✓ 需要家 兼 小売電気事業者（登録番号A0136）
- ✓ 他小売電気事業者への牽制によるコスト抑制
- ✓ 様々な電源に直接アクセスし、各拠点ニーズに応じた電源調達



- ✓ 発電事業者と連携し、オフサイトコーポレートPPA※スキームを構築
- ✓ 太陽光を皮切りに、風力などにも展開予定

※Power Purchase Agreement、発電事業者から再エネ電力を長期に購入する契約

<発電事業者>

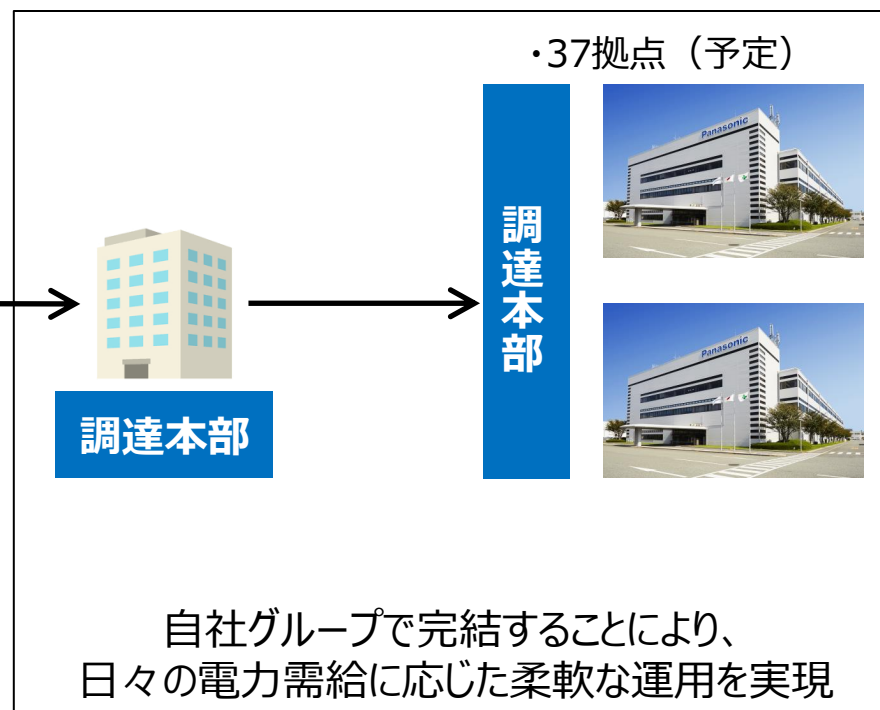
- ・弊社専用太陽光発電所
- ・運開済 低圧371基、AC18,000kW程度
- ・運開予定 高圧72基、AC30,000kW程度



コスト競争力 ⇒ 導入加速

需要家主導による
太陽光発電
導入促進補助金

<小売電気事業者>



<需要家>



✓ 需要家にとって、あまりに複雑



ニュース&トレンド



容量市場1兆5987億円の衝撃、電気料金値上げ不可避か

2024年度分は上限価格の1万4137円/kW

2022.12.21 ニュース 再エネ関連

FIT非化石証書の最低価格が0.4円に。2023年度初回オークションから

🏠 > 政策・制度

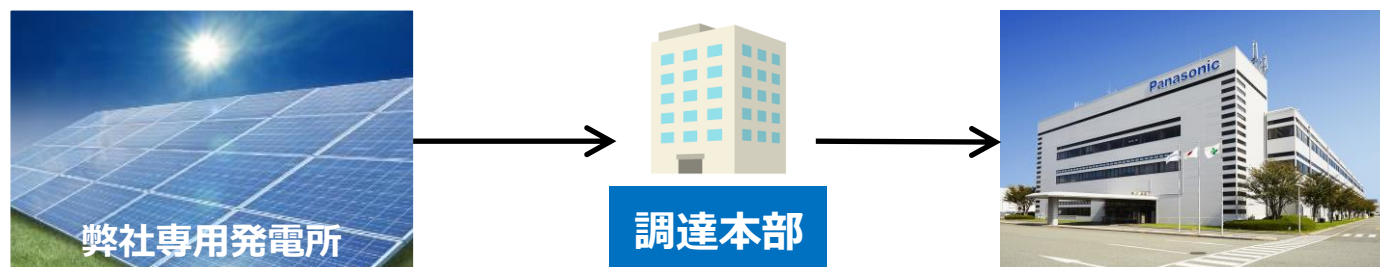
自己託送の新規受付を当面停止。「再エネ賦課金逃れ」防止で要件を厳格化へ

2024/01/22

出所：日経エネルギーNext、SOLAR JOURNAL、REiVALUE

✓ 需要家ニーズの実現において制約が多い

オフサイトコーポレートPPAによる再エネ導入



太陽光だけでは工場の需要を満たせない

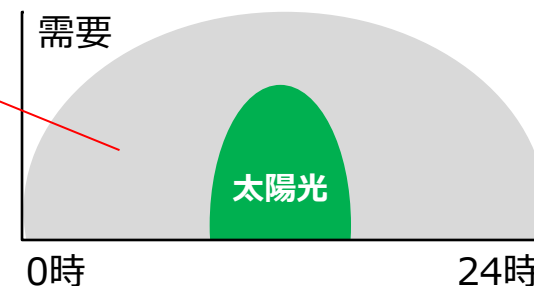
選択肢

① 太陽光以外も自ら調達する

- (例) ・太陽光以外の長期安定調達が難しい
- ・再エネ専門の小売事業者でありたい

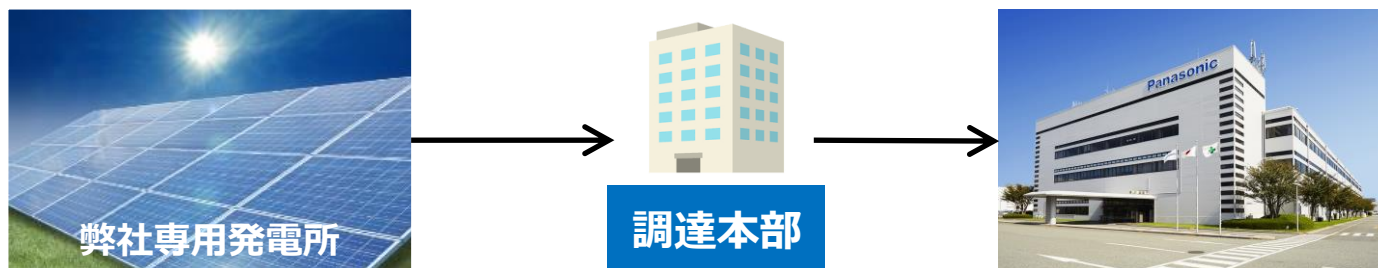
② 太陽光以外は他社に供給してもらう

- (例) ・需要エリアの旧一般電気事業者に限られる



✓ 需要家ニーズの実現において制約が多い

オフサイトコーポレートPPAによる再エネ導入



= 自ら確保した供給力

2. 容量市場の概要 容量市場の必要性と意義

11

自由化前

地域独占と規制料金により投資回収を保障された電力会社が、供給義務を果たすために必要となる発電設備を計画的に建設・維持し、すべての需要家に電力を供給。

自由化後

①小売事業者

自らの需要（販売）に見合った供給力を確保する必要があるが、多くの事業者は発電設備を保有せず。

②発電事業者

卸電力市場の取引量の拡大や、市場価格の低下により、発電設備の維持費等の回収の見通しが不透明に。

需要に必要な電力供給容量を確保するため、容量市場を創設
(自由化が先行した欧米各国における導入制度を参考)

①小売事業者

→ 将来の供給力を確実に確保

②発電事業者

→ 費用を適切に回収し、発電設備を維持

- ➔ 小売事業者間の公正な競争を促進しつつ、電力の安定供給を確保
- ➔ 再エネの調整力として必要な火力電源の確保により、再エネの主力電源化にも寄与

2024年度から容量拠出金の請求対象となる

- ・ 自ら確保した供給力の価値希薄化
- ・ 太陽光発電導入意欲の低下懸念
- ・ 請求対象外である自己託送との違い

出所：広域機関 説明資料

✓ 需要家ニーズの実現において制約が多い

オフサイトコーポレートPPAによる再エネ導入

オフサイトコーポレートPPAの形態

- オフサイトコーポレートPPAには、物理的な電力の取扱いに応じて「Physical PPA (又はSleeved PPA)」と「Virtual PPA (又はSynthetic PPA)」の2形態が存在。

Physical PPA		Virtual PPA
電力の取扱い	電力系統を介して購入者へ供給	購入者へ供給せず (市場や他の事業者へ売電)
環境価値の取扱い	電力とセットで購入者へ移転	電力と切り離して購入者へ移転
同時同量の担保	30分や1時間ごとの同時同量を担保する必要がある	30分や1時間ごとの同時同量を担保する必要はない
取引価格	固定価格 (一定期間ごとの見直し条項が含まれる場合もある)	契約価格と市場価格に基づく差金決済
契約期間	5年から20年程度	5年から20年程度
託送料金の取扱い	取引価格に追加的な託送料金の支払いが必要	取引価格に追加的な託送料金の支払いが不要 (現行契約の電気料金に含まれる)

Physical PPAと比較したVirtual PPAの短所

- 基本的にVirtual PPAは優れた仕組みであるものの、Physical PPAと比した場合、Virtual PPAには以下の2点の短所が指摘される。

短所	説明
① 価格下落リスクの存在	- 市場価格が下落トレンドにある場合、市場価格が契約価格を下回ることが常態化するため、電力の購入者から発電事業者に対する補填が一方通行化する可能性がある。 - 特に、カリフォルニア州や日本の九州エリア等、日中の市場価格の下落が進行する地域においては、日中の売電収入に依存する太陽光発電は大きなリスク要因。
② 会計処理上の課題	- Virtual PPAは商品先物取引に相当し、いわゆるデリバティブ (金融派生商品) 契約に該当する可能性がある。この場合、企業会計処理上の整理が必要となる。 - 原則として時価評価に基づく評価差額を損益として計上するが、ヘッジ会計を適用できる可能性もある。

弊社会計士の見解 (2024年3月時点)

日本会計基準

「デリバティブ契約ではない」

米国会計基準

「デリバティブ契約に該当する可能性が高い」

出所：
環境省・みずほリサーチ&テクノロジーズ
「オフサイトコーポレートPPAについて」

✓ 国際基準との整合が不明瞭

(例) RE100



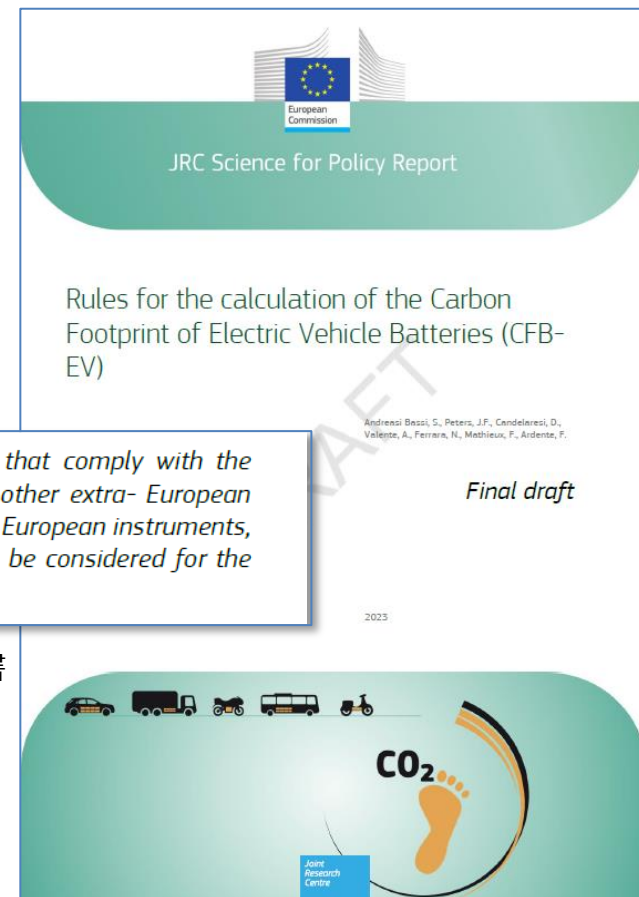
‘運転開始から15年以内であること’

(例) 欧州電池規則

NOTE: *the Guarantees of Origin (GO) are currently the only contractual instruments that comply with the minimum reliability criteria in the European Union. Evidences are currently missing of other extra- European instruments that meet the criteria below. Once evidences will be provided for other extra European instruments, these will be verified by the notified bodies and residual consumption mix will have to be considered for the countries where this instrument is in place.*

‘GO※は現在、唯一の契約手段である’ ※EUの再エネ電力証書

- ・ 如何にCO2ゼロを達成するか（手法）が重要
- ・ 需要家が「どうすれば良いの？」と思考停止に陥らないようリードいただきたい。



出所 : https://eplca.jrc.ec.europa.eu/EU_BatteryRegulation_Art7.html

- ✓コスト合理化も環境貢献も電力会社任せにしない
- ✓制度や仕組みを分かり易く明示いただき、正しく理解する
- ✓需要家が自らの意思で選択し、責任を持って遂行する

